

災害救助法の救助に係る事務委任の事前調整について

災害救助法（以下「法」という。）は、一定規模以上の災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1 法の実施主体

法に基づく救助の実施主体は都道府県（法定受託事務）であるが、救助を迅速に行うために必要があると認められるときは、知事は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任することができることとされている。

		市町村	都道府県
法を適用しない場合		救助の実施主体	救助の後方支援、総合調整
法を適用した 場合	救助の実施	都道府県の補助	委任 救助の実施主体
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体	救助事務の一部を市町村に委任可
	費用負担	費用負担なし	費用負担あり（国負担あり）

2 事務委任に関する事前調整

事務委任の手続きは法適用後に行うが、発災直後に県と市町村でゼロから調整を行うことは極めて困難であることから、令和4年度中に、県と市町村との間で事前の調整を行う。

事前調整を行うことで、県・市町村ともに庁内の役割が明確になり、平時から救助事務についてより習熟できるため、法適用後の救助事務の効率化・迅速化が図られる。

3 委任事項の考え方

県	国（内閣府、国土交通省等）や日本赤十字社、警察、自衛隊等との調整が必要な事務又は広域的な調整が必要となる事務
市町村	市町村が平時から行っている業務や災害時に市町村が主動することが迅速な被災者応急救助に有効と想定される事務

※1 詳細は、別紙「委任一覧」のとおり

※2 実際の委任前に、各市町村へ再度確認を行う。

4 その他

円滑かつ迅速な救助事務には、県・市町村ともに、平時から救助事務に対する体制を整え、制度の理解を深める必要があることから、今後は、会議や研修会などの機会あるごとに、意見交換や学習の場を設ける。